

2級 眼鏡作製技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

眼鏡作製の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

学 科 試 験

【02】光学系

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
① 物理光学・幾何光学	<ol style="list-style-type: none">次に掲げる光の種類について概略の知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">紫外線可視光赤外線その他光線次に掲げる光の性質について概略の知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">反射・屈折干渉回折偏光次に掲げるレンズについて概略の知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">構造と名称焦点距離と屈折の度合次に掲げる収差について概略の知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">色分散と色収差アッベ数単色光（ザイデル）の収差

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
② 眼光学・生理光学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる眼光学について概略の知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 眼の光学的構造と模型眼 (2) 光軸・眼軸・視軸 (3) 遠点・焦点・焦線 (4) 最小錯乱円 (5) 眼の収差 (6) 入射瞳 (7) プルキンエ・サンソン像
③ 眼鏡光学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる屈折状態と補正レンズについて概略の知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 眼鏡レンズの符号規約 (2) 近視・遠視とその補正レンズ (3) 乱視とその補正レンズ 2. 次に掲げる補正レンズについて概略の知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ディオプトリ (2) 後面頂点に関する屈折の度合 (3) 円柱レンズ (4) トーリックレンズ (5) 度数転換 (6) S C A表示 (7) スコア表示 (8) クロスシリンダーレンズ 3. 次に掲げるプリズムについて概略の知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) プリズムディオプトリ (2) プリズム基底方向の表示 (3) プリズムの合成及び分解 (4) 偏心によるプリズム作用